

共和町定住促進住宅取得等補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、国のカーボンニュートラル実現に向けた取組に歩調を合わせ、省エネルギー性能の付加を要件として、町内において新築住宅の建設又は取得、中古住宅の取得及び住宅の改修を行う者にその費用の一部を補助することにより、町民の住環境の向上と移住・定住人口を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 共和町定住促進住宅取得等補助金（以下「補助金」という。）については、共和町補助金等交付規則（昭和53年規則第2号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象住宅 新築住宅、中古住宅又は住宅改修に係る住宅をいう。
- (2) 新築住宅 町内に新たに自己の居住の用に供するために建てられた住宅（建売住宅を含む。）をいう。
- (3) 中古住宅 町内に存する他の人の居住の用に供したことがある住宅で、新たに自己の居住の用に供するために購入したものをいう。
- (4) 住宅改修 町内に存する自己の居住の用に供している又は供する予定の住宅の改修工事をいう。
- (5) 町内建設業者 建設業を営む個人又は法人で、第7条の規定による申請の時点で町内に3年以上居住し、又は事業所を設置しているものをいう。
- (6) 必要改修項目 国土交通省が実施する「こどもみらい住宅支援事業」のリフォーム工事の対象工事基準を満たす「開口部の断熱改修」、「外壁、屋根・

天井又は床の断熱改修」又は「エコ住宅設備の設置」のいずれかをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助を受けた住宅に第7条の規定による補助金の交付決定を受けた日から5年以上居住することを確約できる者であること。
- (2) 第6条の規定による申請をした日の属する年度の2月末日までに第10条に規定する完了届を提出できることが確実な者であること。
- (3) 世帯全員が町税等に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。

2 補助金の交付は、対象住宅1戸につき1回とする。ただし、次条第2号に規定する中古住宅は、その取得について補助金の交付を受けられるほか、取得日以降に行う同条第3号に規定する住宅改修についても補助金の交付を受けられることができる。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、令和4年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約を締結した対象住宅の建設若しくは取得又は住宅改修で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新築住宅で次のいずれにも該当するものの建設又は取得
 - ア 長期優良住宅以上の性能を有する住宅であること。
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していない住宅であること。
- (2) 中古住宅で次のいずれにも該当するものの取得
 - ア 建築基準法その他関係法令に違反していない住宅であること。

イ 下水道区域内にある住宅で下水道に接続していないものである場合は、
第10条に規定する完了届を提出する時までには下水道に接続していること。

ウ 3親等以内の親族から購入する住宅でないこと。

(3) 次のいずれにも該当する住宅改修

ア 町内に存する住宅で対象者の居住の用に供している又は供する予定のもの（併用住宅の場合は、居住の用に供する部分）に対する改修工事であること。

イ 改修後の住宅が建築基準法その他関係法令に違反していないこと。

ウ 改修する住宅が下水道区域内にある住宅で下水道に接続していないものである場合は、第10条に規定する完了届を提出する時までには下水道に接続していること。

エ 町内建設業者の施工であること。

オ 必要改修項目を含んだ改修工事で、外部塗装工事費及びウに掲げる下水道の接続に要する費用を除いた改修費用が100万円以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号及び第2号に規定する費用には土地の取得費用を含めない。

(1) 新築住宅の建設又は取得 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 町内建設業者が建設した場合 建設費用の10分の1に相当する額又は280万円のいずれか低い額

イ 町外建設業者（建設業を営むもので町内建設業者以外のものをいう。以下のこの号において同じ。）が建設した場合又は町外建設業者が建設した建売住宅を取得した場合 建設費用若しくは取得費用の10分の1に相当する額又は140万円のいずれか低い額

(2) 中古住宅の取得 取得費用の10分の2に相当する額又は120万円のいずれか低い額

(3) 住宅改修 改修費用の10分の2に相当する額又は40万円のいずれか低い額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、第1号に掲げる書類及び第2号から第4号までの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 共通添付書類

- ア 事業計画書（様式第2号）
- イ 世帯全員の住民票
- ウ 世帯全員の納税証明書
- エ 事業予算書（様式第3号）
- オ 誓約書（様式第4号）
- カ その他町長が必要と認める書類

(2) 新築住宅の建設又は取得

- ア 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し（建築確認申請が不要の場合は、建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し）
- イ 住宅性能等を証明する対象住宅証明書等の写し
- ウ 配置図、仕上表、面積表、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図
- エ 工事請負契約書の写し（建売住宅の取得の場合は、売買契約書の写し）

(3) 中古住宅の取得 売買契約書の写し（建物代金、諸経費及び税金等の内訳書が分かるもの）

(4) 住宅改修

- ア 固定資産税納税通知書の写し（中古住宅の取得と併せて住宅改修を行う場合は、家屋所有権移転届出書の写し）
- イ 工事請負契約書の写し

ウ 工事見積書

エ 改修前の写真

オ 改修前後の図面（配置図、仕上表、面積表、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図等）

カ 商品カタログ

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、不備がない場合は受理したものから順に補助金交付の可否を決定し、補助指令書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、決定を受けた事業内容を変更しようとするときは、速やかに内容変更承認申請書（様式第6号）に必要書類を添えて、あらかじめ町長に変更の承認を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の承認の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、内容変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（取止めの届出）

第9条 交付決定者は、決定を受けた事業を中止しようとするときは、補助金交付決定取りやめ届（様式第8号）により、町長に届け出なければならない。

（完了届）

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、補助事業等に係る完了届（様式第9号）に、第1号に掲げる書類及び第2号から第4号までの各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 共通添付書類

ア 補助事業等実績報告書（様式第10号）

イ 事業精算書（様式第11号）

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 新築住宅の建設又は取得

ア 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る）

イ 建物の全部事項証明書

ウ 世帯全員の居住が確認できる住民票

エ きた住まいるサポートシステム住宅履歴情報保管書の写し（北方型住宅の場合に限る）

(3) 中古住宅の取得

ア 建物の全部事項証明書

イ 世帯全員の居住が確認できる住民票

ウ 排水設備等工事検査済証の写し（第6条の規定による申請時に下水道に接続していない場合に限る。）

(4) 住宅改修

ア 納品書及び性能証明書（開口部の断熱改修を行い、又は太陽熱利用システム若しくは高断熱浴槽を設置した場合に限る。）

イ 改修後の写真（外壁、屋根・天井又は床の断熱改修を行った場合は、断熱材を施工していることが分かる施工中の写真を添付すること。）

ウ 排水設備等工事検査済証の写し（第6条の規定による申請時に下水道に接続していない場合に限る。）

（補助金の交付確定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定による完了届の提出を受けたときは、当該届出の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等交付決定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定取消し及び返還命令書（様式第13号）により補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 補助を受けた住宅に第7条の規定による補助金の交付決定を受けた日から5年以上居住しなかったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。